

協 定 書

この協定を証するため、本書3通を作成し、当事者等がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有し、信義を重んじ誠実にこの協定を履行するものとする。

農業生産法人 有限会社ワールドファーム(以下「甲」という。)と庄原市(以下「乙」という。)は、広島県(以下「丙」という。)の立会により、次のとおり協定を締結する。

平成 27 年 5 月 20 日

第1条 庄原市において、甲が農作物の栽培及び6次産業化等の事業を展開する(以下「事業展開」という。)に当たり、乙は、市内の農業振興を図ることを目的として、甲に協力するものとし、丙は、この協定の履行に係る調整を行うものとする。

甲 茨城県つくば市谷田部3395番地1
農業生産法人 有限会社ワールドファーム

代表取締役

上野 裕志



第2条 甲は、事業展開に当たり、進出計画概要により、庄原市に事業所を設置するものとする。

2 乙は、甲の事業展開及び事業所の設置が、円滑に行われるよう誠意を持って協力するものとする。

乙 広島県庄原市中本町一丁目10番1号

庄原市長

木山耕三



第3条 甲は、事業所の設置による従業員の採用に当たっては、地元在住者の積極的な採用に努めるものとする。

2 乙は、甲の事業所の設置における従業員採用が、円滑に行われるよう誠意を持って協力するものとする。

(立会者)

丙 広島県広島市中区基町10番52号

第4条 甲は、事業展開及び事業所の設置に当たり、必要とする調達物資等については、地元業者等と優先して取引を行うものとする。

広島県農林水産局長

宝来伸夫



第5条 甲は、事業所の設置に当たって、各種法令等の規定を遵守するものとする。

また、公害の発生防止及び周辺環境の保全に努めるものとする。

第6条 甲、乙及び丙(以下「当事者等」という。)は、この協定に定める事項を実施する上で知り得た守秘すべき情報について、当事者等の同意なく第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

第7条 この協定に定める事項について、疑義が生じたとき及び、定めのない事項については、当事者等が協議して定めるものとする。